

平成31（2019）年度 友好都市交流推進事業費補助金 募集要項



この制度は、市民のみなさんが実施する友好都市（イタリア共和国トレヴィーゾ市）との交流事業等に要する経費の一部を、一宮市国際交流協会（以下、協会）が補助することにより、みなさんの自主的・自発的な交流の促進を図り、友好都市交流の発展的継続、地域の国際化を図ることを目的として実施します。

1 対象事業

芸術、文化、スポーツおよび経済にかかるトレヴィーゾ市民との親善および交流を目的とした、次の要件をすべて満たす事業とします。

- (1) 友好都市交流について、市民の自主的、自発的な交流につながる事業
- (2) 市民参加が見込まれ、事業実施後も交流の継続が期待できる事業
- (3) 公共性、公益性が認められる事業
- (4) 一宮市内もしくはトレヴィーゾ市内で実施する事業
- (5) 2019年8月1日(木)から2020年1月31日(金)までの間に実施し、完了する事業

2 対象団体

構成員に2家庭以上が含まれる3人以上の市民団体で、対象事業を主催する団体。

3 参加者

友好都市の市民が参加すること。なお、所属する団体に関わらず、協会の連続する二事業年度に連続して参加者となることはできません。

4 補助要件

補助金の交付を受けるためには、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 営利を目的としない事業
- (2) 政治活動または宗教活動を目的としない事業
- (3) 公共の安全および秩序または善良な風俗を害するおそれのない事業
- (4) 同一事業に対し、一宮市または協会から補助金等が交付されていない事業
- (5) 事業終了後、一般配布可能な事業報告書の提出及び事業報告会の実施を通じて、広く市民に交流の実績を還元できる事業

5 補助金額（補助件数）

補助対象経費（裏面参照）の2/3以内で、上限50万円（1件）

6 募集期間、応募方法

2019年5月7日(火)から6月21日(金)までの間に、以下の必要書類を一宮市国際交流協会事務局までご提出ください（必着）。

◆必要書類（各1部）

- ・友好都市交流推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第6号）
- ・収支予算書（様式第7号）
- ・事業参加者名簿（任意の様式）
- ・団体概要（会則、会員名簿、パンフレットなど。なければ不要）

7 選考方法

採択委員会によって補助の可否および金額を決定し、7月中旬までに結果を通知します。

8 補助金の交付方法

事業完了後、2週間以内に事業報告書および収支決算書、領収書等をご提出いただきます。提出書類をもとに補助金額を確定し、交付します。

◆ 補助対象経費について

事業実施に直接必要と認められる経費（下表参照）のうち、交付決定日から事業完了日までの間に購入、納品、経費支出がなされるものに限ります。

ただし、団体の運営にかかる経常経費、飲食費、備品など、将来にわたり団体の資産となるものの購入に係る経費等は除きます。

〔補助対象経費〕

科目	内容
① 旅費	事業の実施に必要な旅費交通費、宿泊費（旅費における一人当たりの補助対象経費は15万円を限度）
② 消耗品費	事業の実施に必要な文具等の購入費 など
③ 印刷製本費	事業の実施に必要なチラシ作成費等広報用の印刷経費 など
④ 燃料・光熱水費	事業の実施に必要な光熱水費、事業用車両のガソリン代 など
⑤ 通信運搬費	事業の実施に必要な電話、プロバイダ利用料などの通信費や郵送等の運搬に要する費用 など
⑥ 筆耕翻訳料	事業の実施に必要な通訳、翻訳料 など
⑦ 保険料	事業の実施に必要な保険料
⑧ 交流会費	事業の実施に必要な交流会にかかる飲食費など
⑨ 会場使用料	事業の実施に必要な会場使用料
⑩ 賃借料	事業の実施に必要な事務所等の賃料（保証金は含まない・団体固有の事務所等の賃料は除く）
⑪ 負担金	資料情報収集費、友好都市で開催される交流会等参加費 など
⑫ 謝金	事業の実施に際して支払われる講師謝金 など
⑬ 賃金	事業の実施に際して支払われるアルバイト賃金 など
⑭ 広告料	事業の実施に際して周知に必要な広告経費（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等）

〔提出・問い合わせ先〕

一宮市国際交流協会事務局（一宮市生涯学習課内）

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所本庁舎4階

TEL：0586-85-7076 FAX：0586-73-9213

メールアドレス：kokusai@city.ichinomiya.lg.jp

ウェブサイト：http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/iia/